

防災分野のデータ流通促進のための調査検討業務

事業の経緯・概要

令和6年12月3日

1. 事業背景

- 令和3年（2021年）12月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（以下、「重点計画」）が閣議決定された。
- そのなかで、データ連携のためのプラットフォームを令和7年（2025年）までに整備することが目標とされ、防災分野もデータ連携のためのプラットフォームを整備する重点分野の一つに指定された。
- 「重点計画」は、毎年改訂されており、最新の2024年6月の重点計画には下記の通り記載されている。

2024年4月に運用を開始した新総合防災情報システム（SOBO WEB）を中核として、各防災情報関係システムのデータを自動連携等で集約し、災害対応機関等で共有する防災デジタルプラットフォームを2025年までに構築する。新システムについては、効果的な研修や訓練等を通じて操作習熟と利活用を促すとともに、防災IoTインターフェースにおけるリアルタイムの映像共有の実装等を進める。

また、災害情報の集約・地図化・共有を支援する災害時情報集約支援チーム（ISUT）の強化に取り組み、新システムと国民向けのデータ連携基盤やLアラートとの連携など、防災分野のデータ流通促進に向けた取組を行う。併せて、システム活用を前提とした的確な災害応急対応を行うための、実践的な訓練（机上演習（TTX）等）を行う。

2. 事業の経緯（令和3年度～）

- 令和3年度より、防災分野のデータ流通促進のための検討を継続して実施している。
- 令和5年度までに、防災分野全体の検討とともに、先行して具体的に、災害対応機関間（国、地方公共団体、指定公共機関）でのデータ流通の中核となる新総合防災情報システムの基本構想、当該システムで共有を目指す情報や業務改善、データ共有等のためのルールなどの検討を行ってきた。

災害対応機関間のデータ流通促進

令和3年度

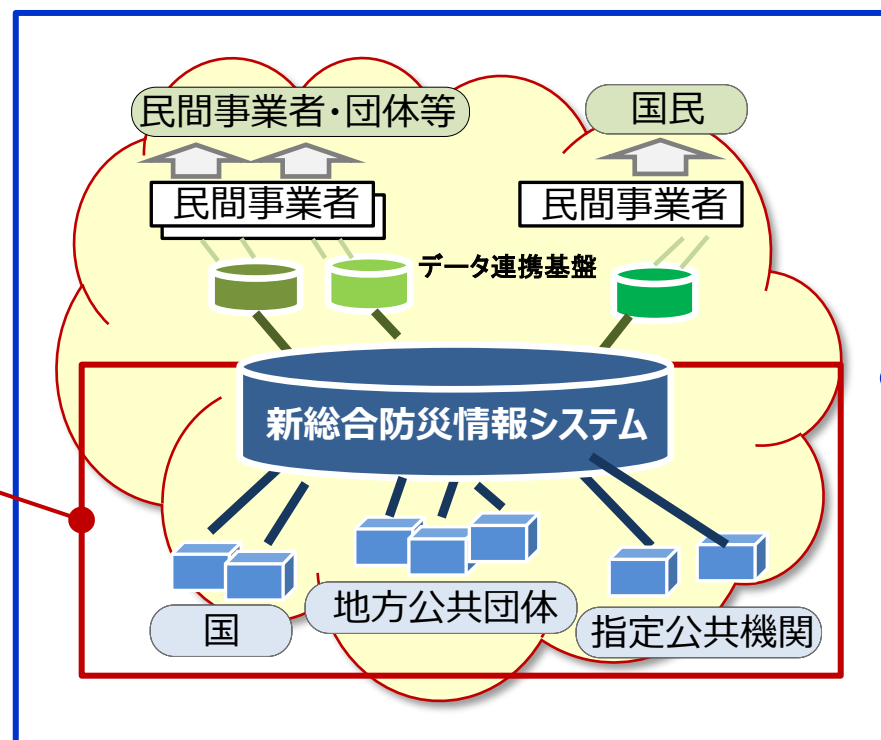
- ✓ 新総合防災情報システムの基本構想を検討整理

令和4年度

- ✓ 新総合防災情報システムを用いて共有を目指す特に重要な災害情報を、「災害対応基本共有情報（EEI）第1版」として整理

令和5年度

- ✓ 新総合防災情報システムを用いたデータ共有等の具体的なルールとして、利用規約を検討整理



防災分野全体でのデータ流通促進

- ✓ 防災分野のデータに関するニーズ分析に基づき、構成するステークホルダーや情報用途等の異なる複数の情報共有グループに分類
- ✓ 他の情報共有グループとの連携に向け、基礎的な機能要件・非機能要件、今後の検討方針を整理

2. 事業の経緯（令和5年度）

- 新総合防災情報システムを用いたデータ共有等のためのルールについて、令和5年度のWGにおける意見交換にもとづき「新総合防災情報システムの利用規約」の内容を検討。
 - － 利用規約の基本的な考え方として、以下を設定。
 - 災害対応で有用となるデータを参加者が相互に利用できること。
 - 取扱いに注意が必要なデータは、適切な配慮のもと共有されること。
 - 災害発生後に、応急対応のために重要となった情報項目も柔軟に取扱いができること。
 - 将来的な改善・発展等に対応できること。

2. 事業の経緯（令和5年度）

- 前ページ記載の基本的な考え方を踏まえつつ、重要な視点を盛り込んで必要な条文案を整理。
 - － 国民の生命、身体及び財産の保護に資することを目的に、災害対応機関による対応の迅速化・的確化のため、誤差等を含む様々な情報の共有を図ることを、利用規約の冒頭で明示。（第1条）
- 上記および議論頂いた内容をもとに、利用規約に条項として盛り込み、「総合防災情報システム利用規約」として完成。
- 省庁、自治体、市区町村、指定公共機関へ配布し同意をいただいた上で新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を利用いただいております、安定運用に資するものとして活用している。
- 都道府県においては47全都道府県より規約に同意頂き参加申込みを受領し、全都道府県においてSOBO-WEBの閲覧が可能となっている。

2. 事業の経緯（令和5年度第3回WG開催以降）

■ 内閣府防災

- － 「総合防災情報システム利用規約」を令和6年4月26日に施行。
- － 同日より、新総合防災情報システムの運用を開始。

→資料2-1：新総合防災情報システム（SOBO-WEB）について

■ デジタル庁

- － 防災分野のデータ連携基盤構築の実証実験を実施する予定。

→資料2-2：防災分野のデータ連携基盤構築における検討状況について

